

氏名	前橋 明朗
学位の種類	博士（経営学）
学位記番号	乙第 12 号
学位授与年月日	令和 6 年 3 月 17 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	中小企業におけるコーポレート・ガバナンス・モデルに関する研究
論文審査委員	主査 和田 尚久 特任教授 副査 春日 正男 客員教授 高橋 秀行 教授 太田 周 名誉教授 斉藤 麗 准教授 中川 仁美 准教授

論文の内容の要旨

前橋明朗氏の博士申請論文『中小企業におけるコーポレート・ガバナンス・モデルに関する研究』は、多数の研究実績と、氏の税理士としての長年の実務経験から得られる知見が研究の基盤となっている。本論文における主張は、中小企業の実情を踏まえた氏の独自の研究姿勢から生まれたものとして高く評価する。

また、その結果を礎として、今後の日本の中小企業の継続発展に本研究の成果が役立つことも期待できる。このことをもって、社会への貢献を意図して意気込む前橋氏の研究意欲により、本研究が更なる発展することを期待する。

本論文の柱は、申請者が日本の「中小企業を次世代に引き継ぐことができなければ、日本経済の損失は計り知れない。中小企業の収益を向上させ事業存続に導くことは、最も重要な社会的課題として位置付けられる。」という問題認識に立脚し、本研究において大企業を対象としてきた CG（コーポレート・ガバナンス）論を中小企業に適応した CG モデルを考案したことにある。

本論文は、研究課題と論文構成を示した序章と本文 7 章および各章を総括した終章の 9 つの章から構成されている。

序章は、日本の中小企業の現状を検討し、その社会的背景から中小企業の事業継続に資するための CG モデルが必要であると説いている。そして、研究の目的を明確に示している。その問題意識にもとづき、本論文の枠組みを構築している。すなわち論理展開の構成を示している。

第 1 章は、19 世紀のアメリカ企業に焦点を当て、CG 論の前史である経営者支配論について史的分析を行い、当時の社会経済的背景に起因した株式分散化の原因を明らかにしている。経営学とは社会科学であり、経済社会下で生成された歴史的所産である。本研究における史的分析は、CG 論の本質を探るにあたり正当なアプローチであると考えている。

第2章は、第1章で行った考察を受け、CG論の理論的系譜を明らかにしている。史実を辿り、CGモデルが見直される契機となったエンロン事件を実例として挙げ、企業におけるCGの必要性を論じている。筆者は「CGとは経営者支配論の流れを汲む、制度としての株式会社における固有の問題を対象とする議論である」と結論づけており、従来のCGの定義に新たな仮説を提示した点は卓見である。

第1章、第2章において、CG研究がどのような経緯から生じたのかまとめられている。第3章は、利益の追求こそが株式会社の使命であるという事実 に立脚し、フリードマンらの主張を引用することで、企業の社会的責任論を批判的に検討している。筆者は、「CG論とは企業（株式会社）の構造や機能を制度面から見直すことにより、社会環境への配慮などが反映されるメカニズムを確立すべき必要性を論じるもの」であるとし、今日の株式会社の制度的な問題を挙げ、CG改革の必要性を強調している。

第4章は、中小企業版CGモデルの構築にあたり、これまで大企業のみを対象として論じられてきたCGに着目し、中小企業の事業継続を実現するためのCGの適用条件について検討している。ステーク・ホルダー資本主義を前提に策定された現行のCGコードは、所有と経営が未分離の中小企業の実態に則しておらず、適切な対応を講じる必要があるとした。中小企業においては法人税法（及び所得税法等）の取り扱いを前提とした税務がガバナンスの中心的役割を担っているため、筆者は、中小企業における租税法律主義に基づく税務CG体制の確立を推奨している。

第3章と第4章では、CGを大きく捉えなおした上で、中小企業に適したCGモデルの検討を行っている。

第5章は、中小企業における税務CGの重要性ならびに中小企業経営者が身につけるべき税務CG能力の必要性に対し、更なる調査・分析を行っている。具体的には、同族会社の経営に強く影響を与える3つの特別規定について考察しており、税務CGの論点について整理している。本章は、税理士実務家としての視点から議論の中心に切り込んでおり、CGの「稼ぐチカラ」ではなく「減らすチカラ（節税）」という税法的要件について論じている点が高く評価できる。

第6章は、ここまで展開してきた論理を前提に、中小企業版CGモデルを組み上げ、導入実践につながる具体的方策を追究した。そして、中小企業の安定経営・健全経営・持続的成長経営を果たすべく、現行のCGコードに6つめの項目「経営者の人間性に基づく感性的視点の重視」を加えた新たな中小企業のCGコードを提案した。

第7章は、前章で提示した試案の妥当性について、ブレインストーミングによる検討ならびにアンケート調査を実施し、その有用性を明らかにした。具体的には、複数の専門家とブレインストーミングを行うことで各CGコードに対する重要なキーワードを抽出し、栃木県内の優良企業にアンケート調査を実施した。そして、統計ソフトを用いて、アンケート結果から各コードの重要性を相対評価した結果、コード6すなわち筆者の創意により導き出された「経営者の人間性に基づく感性的視点の重視」において、有意性が示された。この結果は、筆者の主観により施策された「中小企業における新たなCGコードの有用性」が、客観的事実に基づき裏付けされたことを証明するものであり、中小企業の継続発展に資する研究成果である。

第5章から第7章において、筆者が提唱した中小企業版CGモデルの有効性を、吟味し

ている。

終章は、各章の統括として、中小企業における CG の方向性を示し、本研究の社会的意義について触れている。

上述した通り、本論文は、日本の中小企業における CG モデルを論理的推論ならびに統計的推論から提案しており、社会的意義のある研究成果が十分に示されている。CG 理論研究の領域において新たな知見と展望をもたらすものであり、税理士実務家としての経験知が反映されている点が高く評価できる。

審査結果の要旨

前橋明朗氏の博士申請論文『中小企業におけるコーポレート・ガバナンス・モデルに関する研究』は、博士論文に関連した著書 6 編、査読付き学協会論文 1 編、同国際会議発表論文 1 編、紀要投稿論文 3 編、その他学会講演・研究報告資料、書評他多数にのぼる十分な研究背景を有する。それに加えて、20 数年にわたる氏の税理士実務家としての実務経験を研究成果に活かしている。本論文における氏の主張は、中小企業の実情を踏まえた氏の独自の研究姿勢から生まれるものとして評価したい。

そして、本研究では「中小企業におけるコーポレート・ガバナンス・モデル」を提示するために、税法に着目していることも高く評価できる。税法の立場として、中小企業におけるコーポレート・ガバナンスについて検討する際は、法人税法に同族企業という概念があると述べている。本研究は、中小企業にけるコーポレート・ガバナンスを提案するため、同族企業という概念を用いたことは、方法論としても適切であり興味深い。

そして、定性的調査及び定量的調査により「中小企業におけるコーポレート・ガバナンス・モデル」を構築したことも高く評価できる。税務の立場から、新たにコーポレート・ガバナンス・コードを加えた点は、新規性且つ独自性の高い研究である。今後、本研究において提案された「中小企業におけるコーポレート・ガバナンス・モデル」が活用されること大いに期待する。

本研究では、中小企業の存続が日本の社会的課題であるとし、そこにおけるコーポレート・ガバナンス（以下、CG）の在り方を論じている。そして、日本における CG 研究が、大企業のみを議論の対象としていることを指摘したうえで、中小企業の成長発展という明確な問題意識のもとに議論が組み立てられている。最終的には中小企業に適した CG モデルならびに CG コードを立案している。本研究の特徴は、「中小企業に適応した新たな CG コードを論理的推論ならびに統計調査により証左し、社会貢献に資する研究成果を示した点」、「CG 研究において、主要な先行文献が丁寧にサーベイされており、学際的な文献引用を行っている点」、「現行の CG に対し問題提起をするに当たり、CG 理論の成立をバーリ＝ミーンズの企業支配論に想定し、CG 理論の歴史的変遷を辿ることで本質を探求している点」、「税理士実務家という筆者の経験をもとに、中小企業における税務上のガバナンス課題について検討し、税務 CG 体制の確立を推奨している点」が挙げられ、先行研究にはない独創性が反映されている。

税理士としての筆者の経験も踏まえて、中小企業における税務上のガバナンスを検討しており、問題意識と共にそこでも先行研究にはない独創性が示されている。

以上により、本論文は、作新学院大学学位規程第 2 条による博士（経営学）の学位を授与するに相応しいと判断する。